


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則				
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>(1) 改正理由 期末手当は、基準日以前の一定の期間に勤務実績のある職員に支給することになっている。職員の3月期末手当の廃止に伴い、算定期間等を改める必要が生じたことから、規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 3月期末手当の廃止に伴い、支給割合における3月期末手当の基準日を削り、6月期末手当の算定期間を改める（「以前3月以内」を12月期末手当と同様に「以前6月以内」とする）。 また、3月期末手当の廃止に伴い、在職期間等に係る別表を改める。</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 適正な期末手当の支給が可能となる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。